

府立学校 校長・准校長 様

教育 振 興 室 長

府立学校における教育活動の再開等について（通知）

府立学校における臨時休業等の措置については、令和 2 年 5 月 7 日付け教高第 1170-3 号により、令和 2 年 5 月 11 日（月）から 5 月 31 日（日）までの期間を臨時休業とすることとしていますが、5 月 21 日（木）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、5 月 25 日（月）以降の対応を下記のとおりとしますので通知します。

については、貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに適切に対応願います。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。また、令和 2 年 2 月 26 日付け教高第 4127 号「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について」は令和 2 年 6 月 1 日をもって廃止します。

記

- 1 5 月 31 日（日）まで臨時休業を継続し、6 月 1 日（月）から段階的に教育活動を再開する。
ただし、最終学年については、5 月 25 日（月）から 5 月 29 日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることができる（1 教室あたりの人数は 20 人程度まで）。
- 2 「1」における教育活動の段階的な再開については、次のとおりとする。
 - (1) 府立高校及び府立中学校
 - ア 6 月 1 日（月）から 6 月 12 日（金）までの間
 - (ア) 1 教室あたりの人数を 20 人程度までとした分散・短縮授業を行う。
【例】 全学年とも毎日 午前：出席番号 1～20 午後：出席番号 21～40
 - (イ) 6 月 1 日の週は 3 時間程度、6 月 8 日の週は 3～4 時間程度の授業を実施する（最終学年を優先して授業時数を確保すること）。
 - (ウ) 公共交通機関を利用する生徒が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、活動終了後は速やかに下校させる。
 - (エ) 学校行事、部活動は実施しない。
 - イ 6 月 15 日（月）以降について
 - (ア) 1 教室あたりの人数を 40 人程度とした通常の時間割による授業を行う。
 - (イ) 学校行事、部活動を実施することができる。
 - (2) 府立支援学校
別途、支援教育課から通知する。（教支第 1288 号参照）

3 児童生徒等に感染者が確認された場合等の対応については次のとおりとする。

(1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業とする。

臨時休業とする期間及び範囲は、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とする。

(2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等を出席停止とする。

期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断する。

(3) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。

なお、児童生徒等の家族に濃厚接触者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

児童生徒等又は教職員に感染者やPCR検査を受けることになった者が確認された場合は、児童生徒等の場合は保健体育課まで、教職員の場合は保健体育課及び福利課まで速やかに連絡すること。

※ 今後、学校の教育活動の再開に係るマニュアルを作成し、送付する予定です。

【問合せ先】	高等学校課 学事グループ 笠松 由紀 ・ 林田 照男 電話 06-6944-6887
	支援教育課 学事・教務グループ 田路 早苗 ・ 内藤 孝彦 電話 06-6944-9362
	保健体育課 保健・給食グループ 川口 賢志 電話 06-6944-9365